

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	17	担当課	保健福祉課
法令名	社会福祉法	根拠条項	71条	不利益処 分の種類	社会福祉施設の基準適合命令
[社会福祉法 (昭和26年3月29日法律第45号)]					
(改善命令)					
第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、若しくは同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設又は第68条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をして社会福祉事業を営業者の施設が、第65条第1項又は第68条の5第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。					
(社会福祉施設の基準)					
第65条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。					
(社会福祉住居施設の基準)					
第68条の5 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。					